

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	総務部総務課
委託業務番号	令和5年度 長総第71号
委託業務名称	長浜市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)中間見直し支援業務
委託業務場所	長浜市八幡東町632番地 長浜市役所他
業務の概要	平成30年3月に策定した「長浜市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」について計画年度の中間にあたる令和5年度に計画の進捗を把握するとともに、国や県の政策、社会等の動向及び展望に配慮し、計画の見直しを行う。
履行期間	令和5年6月28日 から 令和6年3月22日
契約年月日	令和5年6月27日
契約額(税込)	935,000円
契約の相手方	[所在地又は住所] 長浜市大辰巳町43番地 [商号又は名称] 株式会社サンワコン 長浜出張所
契約相手方の選定理由	今年度、長浜市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の改定が行われるが、本業務と関連する内容等が多く、同時期に見直しを図っていくことから円滑な計画見直しを行っていくため、当該業者と随意契約するもの。
根拠規定	<p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>